

こ成保第 866 号  
こ成基第 213 号  
こ支家第 563 号  
こ支障第 243 号  
令和 6 年 11 月 29 日

各  
〔  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
児相相談所設置市市長  
〕  
殿

こども家庭庁成育局長  
(公印省略)  
こども家庭庁支援局長  
(公印省略)

児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等の  
公布等について (通知)

令和 6 年 11 月 29 日付けで児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令 (令和 6 年内閣府令第 109 号) が別紙 1 のとおり公布され、並びに児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 (令和 6 年こども家庭庁告示第 16 号) 及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件 (令和 6 年内閣府・文部科学省告示第 3 号) が別紙 2 及び別紙 3 のとおり告示されたところです。

本改正の内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村 (特別区を含む。)、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和 6 年法律第 53 号) により、栄養士法 (昭和 22 年法律第 245 号) が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 23 年厚生省令第 63 号) 等において、児童発達支援センター等の運営等に関する要件として「栄養士」の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有

さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができることとする。

## 第2 改正の概要

- (1) 児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令関係  
下記の規定において、「栄養士」の配置等を求めている部分につき、「管理栄養士」を追加することとする。

### ◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

条項	改正の概要
第21条第1項	乳児院に配置すべき職員のうち、「栄養士」について「栄養士又は管理栄養士」とする。
第32条の2第2号	満3歳以上の幼児に対する食事の提供を保育所外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とする。
第42条第1項	児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・児童心理治療施設・児童自立支援施設に配置すべき職員のうち、「栄養士」について「栄養士又は管理栄養士」とする。
第49条第1項、第4項及び第12項	
第63条第1項第1号	
第73条第1項	
第80条第1項	

### ◎児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第15号)

条項	改正の概要
第6条第1項ただし書、同項第3号及び同条第7項	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）に配置すべき職員のうち、「栄養士」について「栄養士又は管理栄養士」とする。

### ◎児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第16号)

条項	改正の概要
第4条第1項ただし書、同項第4号及び同条第4項	指定福祉型障害児入所施設に配置すべき職員のうち、「栄養士」について「栄養士又は管理栄養士」とする。

### ◎家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

条項	改正の概要
第16条第1項第2号	家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とする。

◎内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和5年内閣府令第43号）

条項	改正の概要
第1条第2号	構造改革特別区域内における保育所において、満3歳未満の幼児に対する食事の提供を保育所外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とする。
第2条第2号	構造改革特別区域内における児童発達支援センターにおいて、障害児に対する食事の提供を同センター外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とする。

(2) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示関係

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）に定める栄養管理加算は、「栄養士を活用して給食を実施する場合に加算されるもの」としているところ、「栄養士又は管理栄養士を活用して給食を実施する場合に加算されるもの」と改正する。

その他、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）に定める家族支援加算並びに児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）に定める入院外泊時加算、入院時特別支援加算、家族支援加算及び体験利用支援加算においても、所要の改正を行う。

(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準の一部を改正する件関係

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）第四の七の2において、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における満3歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」と改正する。

保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）における栄養士に関する規定については、栄養士ではない管理栄養士が配置される場合にも同様に取り扱うこととするので、保育所や幼保連携型認定こども園等において栄養士ではない管理栄養士が配置されている場合は、栄養士が配置される場合と同様、その専門性を生かした対応を図られたい。

#### 第 4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

○内閣府令第百九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の十九第三項、第二十四条の十二第三項、第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項並びに構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二条第三項、第四条第十項、第三十五条及び別表第二十五号の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p><b>第二十一条</b> 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>[257 略]</p> <p>(保育所の設備の基準の特例)</p> <p><b>第三十二条の二</b> 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>[35 略]</p>	<p>(職員)</p> <p><b>第二十一条</b> 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>[257 同上]</p> <p>(保育所の設備の基準の特例)</p> <p><b>第三十二条の二</b> 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>[35 同上]</p>

内閣総理大臣 石破 茂

**第四十二条** 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童養護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項及び第四十六条において同じ。）、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

〔257 略〕

〔職員〕

**第四十九条** 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供を行う者として子ども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

〔2・3 略〕

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第六十三条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

〔511 略〕

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

〔1315 略〕

〔職員〕

**第六十三条** 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他子ども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士又は管理栄養士

〔255 略〕

〔255 略〕

**第四十二条** 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童養護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項及び第四十六条において同じ。）、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

〔257 同上〕

〔職員〕

**第四十九条** 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供を行う者として子ども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

〔2・3 同上〕

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第六十三条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

〔511 同上〕

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

〔1315 同上〕

〔職員〕

**第六十三条** 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他子ども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

〔255 同上〕

〔255 同上〕

<p><b>第七十三条</b> 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童心理治療施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項において同じ。）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>[256 略]</p> <p>(職員)</p> <p><b>第八十条</b> 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を人所させる施設にあつては、栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>[256 略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(職員)</p> <p><b>第七十三条</b> 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童心理治療施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第六項において同じ。）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>[256 同上]</p> <p>(職員)</p> <p><b>第八十条</b> 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を人所させる施設にあつては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>[256 同上]</p>
<p><b>第二条</b> 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改 正 後</p> <p><b>第六条</b> 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>三 栄養士又は管理栄養士 一以上</p> <p>[四・五 略]</p> <p>[256 略]</p>
<p>改 正 前</p> <p><b>第六条</b> 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。</p> <p>[一・二 同上]</p> <p>三 栄養士 一以上</p> <p>[四・五 同上]</p> <p>[256 同上]</p>	<p>改 正 後</p> <p><b>第六条</b> 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。</p> <p>[一・二 同上]</p> <p>三 栄養士 一以上</p> <p>[四・五 同上]</p> <p>[256 同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>[8・9 略]</p>

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)  
 第三条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

<p>(従業者の員数)</p> <p><b>第四条</b> 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 栄養士又は管理栄養士 一以上</p> <p>〔五・六 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第一項各号(第一号を除く。)及び第二項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士又は管理栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>備考 表中の「」記載は注記である。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p><b>第四条</b> 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一 三 同上</p> <p>四 栄養士 一以上</p> <p>〔五・六 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 第一項各号(第一号を除く。)及び第二項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>
--	---

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正)

**第四条** 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

<p>(食事の提供の特例)</p> <p><b>第十六条</b> 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>〔三・五 略〕</p> <p>2 略</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p><b>第十六条</b> 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>一 同上</p> <p>二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>〔三・五 同上〕</p> <p>2 同上</p>
--	---



(内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部改正)  
 第五条 内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令(令和五年内閣府令第四十三号)の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第一条</b> (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の特例)          地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という)第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所(児童福祉法昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所をいい、地方公共団体が設置するものに限る。以下この条及び附則第三条第一項において同じ。次各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定(法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ)を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(保育所外で調理し搬入する方法により当該保育所の乳児(児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児をいう)又は満三歳に満たない幼児(同項第二号に規定する幼児をいう)(以下この条において「乳幼児」と総称する)に対して食事の提供を行う事業をいう)を実施することができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>[三〇五 略]</p> <p><b>第二条</b> 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における児童発達支援センター(児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下この条及び附則第三条第二項において同じ)について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業(児童発達支援センター外で調理し搬入する方法により当該児童発達支援センターの障害児(児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下この条及び附則第三条第二項において同じ)に対して食事の提供を行う事業をいう)を実施することができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>[三〇五 略]</p>	<p><b>第一条</b> (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の特例)          地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という)第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所(児童福祉法昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所をいい、地方公共団体が設置するものに限る。以下この条及び附則第三条第一項において同じ。次各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定(法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ)を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(保育所外で調理し搬入する方法により当該保育所の乳児(児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児をいう)又は満三歳に満たない幼児(同項第二号に規定する幼児をいう)(以下この条において「乳幼児」と総称する)に対して食事の提供を行う事業をいう)を実施することができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>[三〇五 同上]</p> <p><b>第二条</b> 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における児童発達支援センター(児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下この条及び附則第三条第二項において同じ)について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業(児童発達支援センター外で調理し搬入する方法により当該児童発達支援センターの障害児(児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下この条及び附則第三条第二項において同じ)に対して食事の提供を行う事業をいう)を実施することができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>[三〇五 同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

○こども家庭庁告示第十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第二項第一号（同法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二第四第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第一号、第二十八条第二項第二号及び第三号、第二十九条第三項第一号、第三十条第二項第二号から第四号まで、附則第六条第一項並びに附則第九条第一項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)、第三号イ(1)及びロ(1)並びに子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条から第七条まで及び第九条から第十三条までの規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正

第一条 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
別表 障害児通所給付費等単位数表 第1 児童発達支援 1 [略]		別表 障害児通所給付費等単位数表 第1 児童発達支援 1 [同左]

2 家族支援加算

[イ・ロ 略]

注1 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に  
 2 [略]

[2の2～13 略]

[第2～第5 略]

別表2

経過的障害児通所給付費等単位数表

第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

1 [略]

2 家族支援加算

[イ・ロ 略]

注1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、一部改正府令附則第4条の規定により旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に置くべき従業者（栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。以下この第1において「旧主として難聴児指定児童発達支援事業所従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に  
 2 [略]

[3～19 略]

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 [略]

2 家族支援加算

[イ・ロ 略]

注1 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、一部改正府令附則第4条の規定により旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所に置くべき従業者（栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。以下この第2において「旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、

2 家族支援加算

[イ・ロ 同左]

注1 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に  
 2 [同左]

[2の2～13 同左]

[第2～第5 同左]

別表2

経過的障害児通所給付費等単位数表

第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

1 [同左]

2 家族支援加算

[イ・ロ 同左]

注1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、一部改正府令附則第4条の規定により旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「旧主として難聴児指定児童発達支援事業所従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に  
 2 [同左]

[3～19 同左]

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 [同左]

2 家族支援加算

[イ・ロ 同左]

注1 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、一部改正府令附則第4条の規定により旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第2において「旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給

<p>あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。</p> <p>2 [略]</p> <p>[3～19 略]</p> <p>第3 [略]</p>	<p>付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。</p> <p>2 [同左]</p> <p>[3～19 同左]</p> <p>第3 [同左]</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

**第二条** 児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省令(第百二十三号)の1部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表</b></p> <p>障害児入所給付費単位数表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 入院・外泊時加算（1日につき） [イ・ロ 略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 ロについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者（指定入所基準第4条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。以下この第1において同じ。）(栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。)が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 入院時特別支援加算 [イ・ロ 略]</p> <p>注 指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。</p>	<p><b>別表</b></p> <p>障害児入所給付費単位数表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 入院・外泊時加算（1日につき） [イ・ロ 同左]</p> <p>注1 [同左]</p> <p>2 ロについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者（指定入所基準第4条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。以下この第1において同じ。）(栄養士及び調理員を除く。)が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。</p> <p>3 [同左]</p> <p>4 入院時特別支援加算 [イ・ロ 同左]</p> <p>注 指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。</p>

5 [略]

5の2 家族支援加算

[イ・ロ 略]

注 指定福祉型障害児入所施設において、施設従業者（栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者（法第24条の3第6項の入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき2回を限度として、イ又はロに掲げる場合に依り、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。ただし、6を算定しているときは、算定しない。

[6・6の2 略]

6の3 体験利用支援加算（1日につき）

[イ・ロ 略]

注1 現に指定福祉型障害児入所施設に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している指定福祉型障害児入所施設を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、施設従業者（栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。）が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき3日以内（ロにあっては、5日以内）の期間について、2回を限度として所定単位数を加算する。

[(1)・(2) 略]

2 [略]

[7～10 略]

第2 医療型障害児入所施設

[1～3の2 略]

3の3 家族支援加算

[イ・ロ 略]

注 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者（栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。）又は指定発達支援医療機関の職員が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき2回を限度として、イ又はロに掲げる場合に依り、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。ただし、4を算定しているときは、算定しない。

[4・4の2 略]

4の3 体験利用支援加算（1日につき）

[イ・ロ 略]

注1 現に指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画され

5 [同左]

5の2 家族支援加算

[イ・ロ 同左]

注 指定福祉型障害児入所施設において、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者（法第24条の3第6項の入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき2回を限度として、イ又はロに掲げる場合に依り、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。ただし、6を算定しているときは、算定しない。

[6・6の2 同左]

6の3 体験利用支援加算（1日につき）

[イ・ロ 同左]

注1 現に指定福祉型障害児入所施設に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している指定福祉型障害児入所施設を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき3日以内（ロにあっては、5日以内）の期間について、2回を限度として所定単位数を加算する。

[(1)・(2) 同左]

2 [同左]

[7～10 同左]

第2 医療型障害児入所施設

[1～3の2 同左]

3の3 家族支援加算

[イ・ロ 同左]

注 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。）又は指定発達支援医療機関の職員が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき2回を限度として、イ又はロに掲げる場合に依り、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。ただし、4を算定しているときは、算定しない。

[4・4の2 同左]

4の3 体験利用支援加算（1日につき）

[イ・ロ 同左]

注1 現に指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画され

ているものに限る。)が、現に入所している指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者(栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。)又は指定発達支援医療機関の職員が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき3日以内(口にあつては、5日以内)の期間について、2回を限度として所定単位数を加算する。

(1)・(2) 略

2 [略]

[4の4～6 略]

ているものに限る。)が、現に入所している指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く。)又は指定発達支援医療機関の職員が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき3日以内(口にあつては、5日以内)の期間について、2回を限度として所定単位数を加算する。

(1)・(2) 同左]

2 [同左]

[4の4～6 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正)

第三条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十七年内閣府告示第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	前
(定義)	(定義)		
第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
「一」四十一 略	「一」四十一 同上		
四十二 栄養管理加算 当該施設等において、栄養士又は管理栄養士を活用して給食を実施する場合に加算されるものをいう。	四十二 栄養管理加算 当該施設等において、栄養士を活用して給食を実施する場合に加算されるものをいう。		
「四十三」六十五 略	「四十三」六十五 同上		
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

○内閣府 告示第三号  
○文部科学省 告示第三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和六年十一月二十九日

内閣総理大臣 石破 茂  
文部科学大臣 阿部 俊子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第四 施設整備 〔一〇六 略〕</p> <p>七 認定子ども園は、当該認定子ども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定子ども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定子ども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定子ども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定子ども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を有するものとする。</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 当該認定子ども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>〔三〇五 略〕</p> <p>〔八・九 略〕</p>	<p>第四 施設整備 〔一〇六 同上〕</p> <p>七 認定子ども園は、当該認定子ども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定子ども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定子ども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定子ども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定子ども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>2 当該認定子ども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>〔三〇五 同上〕</p> <p>〔八・九 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。